

岐阜みどり農業認定制度実施要領

制定 令和 8 年 9 月 30 日付け農園第 825 号農政部長通知

(目的)

第 1 条 この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定及び生産現場における食品安全、環境保全、労働安全等を確保するための G A P（農業生産工程管理）の取組を推進することで、農業の持続的な発展と消費者の安心と信頼に応える農業者及び産地を育成することを目的とする「岐阜みどり農業認定制度」を実施するにあたり必要な事項を定める。

(申請者要件)

第 2 条 岐阜みどり農業認定制度の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件に該当する者とする。

- （１）法に基づき実施計画の認定を受けることができる岐阜県内で耕種農業を営む農業者又は林業者（きのこ類生産に限る）であること。
- （２）G A Pに取り組む意思があること。

(実施計画の作成)

第 3 条 申請者が作成する実施計画は、別記様式第 1 号から第 3 号によるものとする。

(実施計画の提出)

第 4 条 申請者は、実施計画に G A P 取組チェックシート（別記様式第 22 号）及びその他必要な書類を添付し、別記様式第 4 号又は第 5 号を知事に提出するものとする。

ただし、環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動を併せて実施する場合にあっては、別記様式第 6 号により、これらをまとめて申請を行うこともできる。なお、団体の場合は、実施計画に全員の G A P 取組チェックシートを添付し、提出するものとする。

(実施計画の認定)

第 5 条 知事は、申請された実施計画について、法第 19 条第 5 項及び法第 21 条第 5 項、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 42 号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告

示第 1412 号。)、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン(令和 4 年 9 月 15 日付け 4 環バ第 161 号。)及び「岐阜県みどりの食料システム推進計画」に則して認定審査を行うものとする。

- 2 知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をするときは、法第 21 条第 17 項の規定に基づき、別記様式第 7 号により、関係市町村長の意見を聴くものとする。この場合、関係市町村長は、別記様式第 8 号により回答するものとする。
- 3 知事は、申請された実施計画について、内容を適正と認めた場合には、別記様式第 9 号又は 10 号により、申請者に対し、認定通知書を交付するものとする。認定通知書に記載する認定番号は別表 1 のとおりとする。
- 4 知事は、申請された実施計画について、認定しない場合においては、別記様式第 11 号により、認定しない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。
- 5 認定審査の手続については、環境負荷低減事業活動実施計画の認定審査要領(令和 5 年 3 月 31 日付け農園第 1971 号。) 2 から 9 の規定に準じて行うものとする。

(実施計画の変更)

第 6 条 第 5 条の規定により認定の通知を受けた者(以下「認定者」という。)が当該実施計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第 12 号を知事に提出するものとする。この場合、規則第 9 条又は第 14 条の規定に基づき、変更後の実施計画、別記様式第 13 号による変更前の実施計画の実施状況報告書その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 実施計画の変更に当たっては、第 5 条の手続を準用する。
- 3 認定者が、法第 20 条第 2 項又は法第 22 条第 2 項の規定に基づき行う認定を受けた実施計画(以下「認定計画」という。)の軽微な変更の届出は、別記様式第 14 号によるものとする。

(実施計画の再認定)

第 7 条 実施計画の期間満了後も引き続き認定を受けようとする認定者は、原則として現在認定を受けている実施計画(以下「現認定計画」という。)の実施期間が終了する前々月の末日までに、現認定計画の実施状況を踏まえ、第 2 で定める実施計画を新たに作成し、知事に提出するものとする。

- 2 実施計画の再認定に係る手続については、第 3 条から第 5 条までの規定を準用する。

(書類の提出先)

第 8 条 この要領の規定に基づき知事に提出する書類の提出先は、別表 2 のとおりとする。

(認定の取り消し)

第9条 知事は、法第20条第3項又は法第22条第3項の規定により、実施計画の認定を取り消す場合は、当該認定者に、別記様式第15号により通知するものとする。

(実施状況の報告)

第10条 法第46条の規定に基づき知事が認定者に対して求める認定計画の実施状況についての報告は、別記様式第16号によるものとする。

(市町村への通知)

第11条 実施計画（変更に係るものを含む。）を認定し、又は取り消す場合は、別記様式第17号又は18号により、関係市町村に対し、その旨を通知するものとする。

(現地確認)

第12条 知事は、認定者が実践するGAPの取組について現地確認を行い、当該認定者に対し指導又は助言を行うことができる。

2 前項の現地確認の実施方法その他必要な事項は、別に定めるものとする。

3 認定者は、第1項の現地確認による指導又は助言の内容を踏まえ、GAPの取組の改善に努めるものとする。

(認定者に関する個人情報の取扱い)

第13条 知事は、認定業務のほか、認定者に対する支援等を円滑に実施するため、国、市町村、その他関係機関・団体等と認定者の情報を共有することができる。申請者は、この取扱いに同意する場合、実施計画に別記様式第19号を添付し、知事に提出するものとする。

(表示)

第14条 認定者は、本制度のPR及び認定計画の対象品目に、岐阜みどり農業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。

2 ロゴマークは本制度のPR及び認定計画の対象品目以外に使用してはならない。

3 流通事業者及び消費者との間においてロゴマークの表示に係る問題が生じた場合、認定者がその責を負うこと。

4 ロゴマークの規格、使用申請及び使用方法等については、別に定めるものとする。

(指導)

第15条 知事は、認定者に対し、適正な生産及び表示・販売を確保するために必要な

指導及び調査を行うことができる。

(認定者の遵守事項)

第 16 条 認定者は、この要領に定められた事項を遵守しなければならない。

2 認定者は、この要領に定めるところにより、知事の行う現地確認や調査等に誠実に対応しなければならない。

(事務の委託)

第 17 条 知事は、次の事務を一般社団法人岐阜県農畜産公社に委託することができる。

(1) 第 5 条から第 7 条までの規定による申請内容の確認に係る業務（ただし、特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る申請を除く。）

(2) 第 12 条の規定による現地確認及び指導・助言に係る業務

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則 令和 8 年 9 月 30 日付け農園第 825 号

(施行期日)

第 1 条 この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(特例措置)

第 2 条 既に法に基づく実施計画について知事の認定を受けた者（以下「みどり認定者」という。）が、岐阜みどり農業認定制度の認定申請を行う場合は、第 3 条の規定にかかわらず、別記様式第 20 号に G A P 取組チェックシート（別記様式第 22 号）を添付し、知事に提出するものとする。

2 知事は、当該申請者の法に基づく実施計画の認定の状況及び申請内容を確認し、適正であると認めるときは、別記様式第 21 号により、申請者に対し、認定通知書を交付するものとする。認定通知書に記載する認定番号は別表 1 のとおりとする。

3 知事は、申請について認定を行わない場合は、認定しない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、みどり認定者の認定後の取扱いについては、この要領本文の規定によるものとする。

別表 1 認定番号の付し方

認定権者	認定番号の付し方	例示
知事	認定年度（西暦下 2 桁）＋番号（4 桁）	2 6 0 0 0 1 ※2026（令和 8）年度 認定 1 件目の場合

（備考） 1 変更及び再認定の場合、元の認定番号で認定するものとする。

別表 2 書類の提出先

主たる業態	書類の提出先
耕種	住所地（他の都道府県に居住し、岐阜県内の農地で耕作等を行う者にあつては、その農地等の住所地）を所管する農林事務所農業振興課（耕種担当）
林業 （きのこ類生産に限る）	住所地（他の都道府県に居住し、岐阜県内で栽培等を行う者にあつては、その栽培地等の住所地）を所管する農林事務所林業課

（備考） 1 農林事務所農業振興課は、農産園芸課へ進達する。

2 農林事務所林業課は、県産材流通課へ進達する。